

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

コンプライアンス・倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)におけるコンプライアンス及び倫理について規定する。

(定義)

第2条 本規程において「コンプライアンス」とは、法令(行政上の通達・指針等を含む。)、連盟規則(定款、運営規程その他連盟が定める規程等をいう。)、連盟が締結した契約等及び倫理規範(以下「法令等」と総称する。)の遵守をいう。

(対象者)

第3条 本規程の対象となるものは、連盟又は連盟加盟団体の役員、委員及び職員(以下「役職員」という。)並びに連盟に登録した競技者、スタッフ及び審判員(以下「登録者」という。)とする。

(役職員・登録者の責務)

第4条 役職員・登録者は、連盟の業務の推進に当たり、コンプライアンスの最優先を運営方針の一つと認識し、法令等を厳守することはもとより社会的規範を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

2 登録者は、前項に定めるもののほか、別に定める「登録競技者・スタッフ行動規範」を遵守しなければならない。

(役職員・登録者の禁止事項)

第5条 役職員・登録者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令・当連盟の連盟規則及び、当連盟が加盟する団体の各種規程等に違反する行為
- (2) 他の役職員・登録者に対して(1)の法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役職員・登録者の(1)に該当する行為を黙認する行為
- (4) 試合の不正操作、違法賭博
- (5) 暴力、各種ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別、ドーピング、薬物乱用(大麻、麻薬、覚醒剤等)等の違法行為
- (6) スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会的規範に反する不適切な行為

(懲戒処分等)

第6条 連盟は、委員会の審議に基づき、第5条の規定に違反した役職員・登録者を連盟規則等に照らし懲戒処分に付すことができるとともに、連盟に損害を与えた役職員・登録者に対して損害の賠償を求めることができる。

2 役職員・登録者は、次に掲げる事由を理由として損害賠償責任を免れることができない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかった
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかった
- (3) 連盟の利益を優先する目的で行った

(教育研修)

第7条 連盟は、役職員・登録者に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、教育及び研修を行うものとする。

(事前相談)

第8条 役職員・登録者は、自らの行為又は意思決定が第5条に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ委員長又は法務顧問に相談しなければならない。

(通報)

第9条 役職員・登録者は、他の役委員又は全登録者が第5条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに委員会又は通報相談窓口に通報しなければならない。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、委員長が発議し、理事会の決議による。

附則

1. 本規程は2013年(平成25年)4月12日から施行する。
2. 2022(令和4)年6月1日 一部改訂